

市民図書館の休館

図書館資料の整理・点検のため、休館します。

休館期間 1月23日(月)～30日(月)

その他 休館期間前には、貸出期間を延長します。

問合せ先 市民図書館 ☎552-6330

生活支援給付金等のご案内

◆生活支援臨時特別給付金 (住民税均等割のみ課税世帯向け)

対象 令和4年12月1日において、令和4年度住民税均等割のみが課税されている世帯
※世帯全員が、住民税課税者に扶養されている世帯を除く。

支給額 1世帯当たり3万円

申請方法

- ・1月中旬に、対象と思われる世帯へ確認書を発送しますので、必要事項を記入のうえ返信用封筒で返送してください。
- ・世帯員の中に、令和4年1月2日から令和4年12月1日までの間に転入された方が1人でもいる世帯で、上記対象に該当する世帯は、申請が必要です。

申請期限 3月31日(金)

申請・問合せ先 福祉事務所 福祉サービス係 ☎552-1511

◆低所得世帯灯油購入費等助成金 (住民税非課税世帯向け)

対象 ①令和4年12月1日において、世帯全員の令和4年度住民税が非課税である世帯
②予期せず令和4年1月から令和4年12月までの家計が急変し、世帯全員の収入が非課税と同様であると認められる世帯
※①・②ともに、世帯全員が、住民税課税者に扶養されている世帯を除く。

③生活保護世帯

支給額 1世帯当たり5千円

申請方法

- ・1月中旬に、対象と思われる世帯へ確認書を発送しますので、必要事項を記入のうえ返信用封筒で返送してください。
- ・世帯員の中に、令和4年10月1日から令和4年12月1日までの間に転入された方が1人でもいる世帯で、上記対象に該当する世帯は、申請が必要です。

申請期限 3月31日(金)

申請・問合せ先 福祉事務所 援護係 ☎552-1511

住民税非課税世帯向け 手続きがまだの方はお早めに

以下の給付金等の申請期限は、1月31日(火)です。お早めに手続きをしてください。

◆電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

対象 ①令和4年9月30日において、世帯全員の令和4年度住民税が非課税である世帯
②予期せず令和4年1月から令和4年12月までの家計が急変し、世帯全員の収入が非課税と同様であると認められる世帯
※①・②ともに、世帯全員が、住民税課税者に扶養されている世帯を除く。

支給額 1世帯当たり5万円

申請・問合せ先 福祉事務所 援護係 ☎552-1511

◆低所得世帯緊急生活支援事業(商品券交付)

対象 ①令和4年9月1日において、世帯全員の令和4年度住民税が非課税である世帯
※世帯全員が、住民税課税者に扶養されている世帯を除く。

②生活保護世帯

給付額 1世帯当たり1万円分の商品券

申請・問合せ先 福祉事務所 介護保険係 ☎552-1511

確定申告に関する相談を受け付けます 税理士会 無料相談

とき 2月1日(水)、2日(木)10:00～16:00

ところ 市内の各税理士事務所

対象 年金受給者、医療費控除等申告者
※譲渡所得申告を除く。

申込方法 前日までに電話でお申し込みください。

申込・問合せ先 税理士会 糸魚川支部 ☎552-8462(秋山)

除雪作業中の事故を防ぎましょう

毎年、屋根の雪下ろしや家屋周り等の除雪作業中の事故が多く発生しています。事故は「自分は大丈夫」と油断しているときに起きています。作業の際は、次の点に注意してください。

- ・一人で作業しない。
- ・流雪溝や水路等の危険箇所を事前に確認する。
- ・除雪機に詰まった雪は、エンジンを止めて除去する。
- ・高所での作業の際は、ヘルメットや命綱を装着する。
- ・無理をしないで、こまめに休憩をとる。

問合せ先 消防本部 救急係 ☎552-0119